

# 文部科学省「土曜授業に関する検討チーム」中間まとめ【概要】

## 1 土曜授業に関する検討の経緯

- 本年3月、省内に、「土曜授業に関する検討チーム」（主査：義家弘介大臣政務官）を立ち上げ、教育委員会等からのヒアリングも行いつつ、土曜授業の在り方について検討。

## 2 土曜授業の実施に関する基本的方向

### (1) 土曜日における教育活動の理念

- 学校、家庭、地域の三者が連携し、役割分担しながら社会全体で子供を育てるという理念は、普遍的に重要。
- 学校週5日制は、このような基本理念を踏まえて導入されたものであるが、一方で、土曜日を必ずしも有意義に過ごせていない子供たちも少なからず存在するとの指摘。  
子供たちにこれまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることができるよう、学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら取組を充実することが必要。

### (2) 土曜授業の制度設計

- 学校において子供たちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つとして土曜授業を捉え、その推進のための制度設計について、以下の二つの場合に分けて検討。

#### <全国一律で土曜授業を制度化する場合（隔週等で実施する場合も含む）>

- 全国一律で原則土曜日に授業を行う制度へ変更。
- 学校週5日制を前提に定着してきた様々な取組や実情があることなどに留意した上で検討することが必要。
- 教職員の勤務体制についても、法令改正などを検討する必要性があり、労働法制及び公務員法制全体に関わる課題となりうることに留意することが必要。

#### <設置者の判断で土曜授業を実施する場合（隔週等で実施する場合も含む）>

- 現在も、一部で実施され、成果が報告。
- 学校教育法施行規則に定める「特別の必要がある場合」の基準が明確でないことが、各設置者に実施を躊躇（ちゅうちょ）させているとの指摘がある。
- 学校教育法施行規則を改正し、設置者の主体的な判断で土曜日に授業を実施することが可能である旨を明確化することにより、土曜授業の実施を促進し、子供たちの学習活動の充実を図ることが考えられる。



- 全国一律での土曜授業の制度化については、今後、教育課程全体の在り方の中で検討する必要。

まずは、設置者の判断により、これまで以上に土曜授業に取り組みやすくなるよう、学校教育法施行規則の改正等を行うことが考えられる。

- 質の高い土曜授業の実施のための支援策や、土曜日の地域における学習やスポーツ、体験活動など様々な活動を一層促進するための方策など、子供たちの土曜日をトータルとしてより豊かで有意義なものとするための施策についても検討する必要。

### (3) 土曜授業の実施に当たり留意すべきこと

- 例えば、地域と連携した体験活動や、豊富な知識・経験を持つ社会人等の外部人材の協力を得た取組など、土曜日に実施することのメリットを活(い)かしながら、道徳や総合的な学習の時間、特別活動などの授業を行うなどといった工夫が期待。
- 土曜授業を実施する場合どの程度の頻度とするかなどについては、学校や地域の実情、子供たちの負担等も踏まえながら、設置者において適切に判断。土曜授業以外にも、地域における様々な活動が実施されていることから、学校、家庭、地域が連携して、土曜日を有意義に活用していくことが重要。

### 3 今後の検討

- 以上の基本的方向をもとに、今後更に必要な調査や情報収集等を行いながら、具体的な制度設計や支援方策等について検討。
- 特に、今後の制度改正等にも資するよう、改めて各教育委員会等への調査を行うとともに、本年度の全国学力・学習状況調査における児童生徒の土曜日の過ごし方についての結果等も踏まえながら、中央教育審議会等における議論も踏まえた専門的な検討を行い、本年秋を目途に一定の成果を出すことを目指す。